

山梨県SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び連絡会議をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は知事政策局長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) SDGsの普及、理解の促進に関すること
 - (2) SDGsの達成に向けた取り組みの推進に関すること
 - (3) その他必要と認められる事項に関すること
- 2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 知事政策局次長、秘書課長、政策参事、広聴広報監、人事課長及び財政課長は、幹事として出席するものとする。
- 4 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 5 本部長に事故があるときは、あらかじめ指定されたところにより、本部長代理、副本部長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 第4条の掌握事項に関する連絡調整を行うため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、政策参事をもって充てる。
- 4 連絡会議は、座長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、知事政策局政策企画グループにおいて行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

別表 1 (本部会議)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	知事政策局長
本部員	感染症対策統轄官 公営企業管理者 教育長 警察本部長 地域ブランド・DX統括官 感染症対策統轄官補 スポーツ振興局長 県民生活部長 男女共同参画・共生社会推進統括官 リニア未来創造局長 総務部長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部長 産業労働部長 観光文化部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者

別表 2 (連絡会議)

座長	政策参事
構成員	各部局等企画調整主幹等 警察本部警務課企画室長